

相談

介護保険料はどのように算定されているか

〔相談要旨〕

私は 65 歳の年金受給者です。介護保険料はどのように算定されていますか。



回答

相談を受けた総務省鳥取行政監視行政相談センターは、次のとおり回答しました。

65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料は、介護保険法施行令に基づき、条例で算定された保険料率により市町村が算定します。

具体的には、本人や世帯の市町村民税の課税の有無、本人の前年の合計所得金額などに応じた割合を基準額に乗じて算定します。

介護保険法により、保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額や第 1 号被保険者の所得の分布状況等に照らし、おおむね 3 年間で財政の均衡を保つものでなければなりません。

【解説】

40 歳になると自動的に介護保険に加入します。40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）の介護保険料は、医療保険料と一体的に徴収されます。健康保険に加入する労働者の介護保険料は、労使折半で負担します。

第 1 号被保険者の介護保険料は、年金からの天引き等により、お住まいの市町村が徴収します。年度途中で 65 歳になった場合などは、一定期間、納付書や口座振替により納付することとなります。

【一口メモ】

介護保険サービスを利用するには、市町村に申請して要介護または要支援の認定を受ける必要があります。第 2 号被保険者は、要介護（要支援）状態が加齢に起因する疾病によって生じた場合に利用できます。

【問合せ先】

第 1 号被保険者の介護保険料については、お住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。

（令和 6 年 12 月 2 日 日本海新聞掲載）